

# ふくろうの杜福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与事業運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 ふくろうの杜が(以下「事業所」という。)が行う福祉用具貸与及び介護予防福祉用具の貸与の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が適正な福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供する。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は要介護者及び要支援の心身の状況、環境等を踏まえ可能な限りその居宅において、日常生活を営むことができるよう適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 ふくろうの杜

(2) 所在地 岩見沢市西川町511番地4

(職員の職種、員数及び職務内容)(福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与を兼務)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

(2) 専門相談員 3名

専門相談員は指定福祉用具貸与事業及び特定介護予防福祉用具貸与の実施にあたる。

(営業日)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 日祝祭日を除く月曜日から金曜日までとする。年末年始(12月30日から1月3日)までを除く。

(2) 営業時間 月曜日から金曜日 8時30分から17時30分までとする。

(福祉用具貸与事業及び介護予防福祉用具貸与の内容)

第6条 指定福祉用具貸与事業及び介護予防福祉用具貸与の内容は次のとおりとする。

2 利用者の心身の状況、環境等を踏まえ可能な限りその居宅において、日常生活を営むことができるよう適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整をおこない、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。

(利用料等)

第7条 福祉用具等の貸与を提供した場合の利用料の額は、労働厚生大臣が定める基準によるものとする。

2 レンタル料金は、介護保険対応のレンタル福祉用具用カタログ及び当社作成の料金表によるものとする。また、同月内での貸与開始・終了の場合、貸与期間15日以内は1カ月分の1/2とし、16日以上は1カ月分の利用料とする。

3 但し、レンタル料金は実施地域等のレンタル料金を考慮しながら随時変更を検討し、変更を実施する場合は事前に利用者に通知することとする。

4 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う福祉用具貸与事業及び介護予防福祉用具貸与に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点からの実費を徴収する。

(1) 事業所の実施地域を超える地点から、実片道走行距離に40円をかけた金額

(取扱い種目)

第8条 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具12種目

① 車いす

⑤ 床ずれ予防用具

⑨ 歩行器

② 車いす付属品

⑥ 体位変換器

⑩ 歩行補助杖

③ 特殊寝台

⑦ 手すり

⑪ 認知症老人徘徊感知器

④ 特殊寝台付属品

⑧ スロープ

⑫ 移動用リフト

※スロープの一部、歩行器の一部、歩行補助杖は、特定福祉用具での購入も可能である。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は岩見沢市、栗山町、美唄市、新篠津村、月形町、南幌町、三笠市、夕張市、長沼町、由仁町とする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与事業所は専門相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年3回

2 従業員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会エムアイメデックスと福祉用具貸与居宅事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和1年6月30日から施行する。

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。